

特別の法人 無料職業紹介事業報告書

1 届出受理番号

-特-

2 事業所名

3 活動状況(国内)

(1) 構成員のみを求人者とするもの

項目 取扱業務等の区分	① 求人			② 求職		③ 就職		
	有効求人人数	求人		有効求職者数	新規求職申込件数	常 用就職件数	臨 時就職延数	日 雇就職延数
		常 用求人人数	臨 時求人延数					
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
計	人	人	人日	人日	人	件	件	人日

(2) 構成員のみを求職者とするもの

項目 取扱業務等の区分	① 求人			② 求職		③ 就職		
	有効求人人数	求人		有効求職者数	新規求職申込件数	常 用就職件数	臨 時就職延数	日 雇就職延数
		常 用求人人数	臨 時求人延数					
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
計	人	人	人日	人日	人	件	件	人日

(3) 求人・求職とも構成員とするもの

項目 取扱業務等の区分	① 求人			② 求職		③ 就職		
	有効求人人数	求人		有効求職者数	新規求職申込件数	常 用就職件数	臨 時就職延数	日 雇就職延数
		常 用求人人数	臨 時求人延数					
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
	人	人	人日	人日	人	件	件	人日
計	人	人	人日	人日	人	件	件	人日

4 活動状況(国外) (相手国別・総計)

項目 取扱業務等の区分	相手国	④ 求人		⑤ 求職		⑥ 就職件数	
		有効求人人数	求人	有効求職者数	新規求職申込件数		
			人	人	人		
		人	人	人	件	件	
		人	人	人	件	件	
		人	人	人	件	件	
		人	人	人	件	件	
計		人	人	人	人	件	

5 職業紹介の業務に従事する者の数

人

職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条の16の規定により上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

(7) 氏名又は名称

印

厚生労働大臣 殿

記載要領

- 1 無料職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、無料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 1には、届出受理番号を記載すること。
- 4 活動状況（国内）
 - (1) 3の(1)から(3)までの①の「求人数」及び③欄には、それぞれ「取扱業務等の区分」ごとに1箇年における求人及び就職数について、常用、臨時、日雇の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (2) 3の(1)から(3)までの①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 3の(1)から(3)までの②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (4) 3の(1)から(3)までの欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があっても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとすること。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 5 活動状況（国外）
 - (1) 4の④の「求人数」、⑥欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、就職延数を記載すること。
 - (2) 4の④の「有効求人数」、⑤の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
 - (3) 4の⑤の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
- 6 5の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 ⑦欄には、氏名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

「取扱区分業務等の区分」について

- 下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告
- ① 001芸能家、002家政婦(夫)、003配ぜん人、004調理士、005モデル、006マネキン、
007技能実習生、008医師(歯科医師・獣医師は除く)、009看護師(准看護師を含む)、
010保育士
- ② 厚生労働省編職業分類(平成23年改定)中分類

大分類	中分類
A 管理的職業	01 管理的公務員 02 法人・団体の役員 03 法人・団体の管理職員 04 その他の管理的職業
B 専門的・技術的職業	05 研究者 06 農林水産技術者 07 開発技術者 08 製造技術者 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者 11 その他の技術者 12 医師・歯科医師・獣医師・薬剤師 13 保健師・助産師・看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療の職業 16 社会福祉の専門的職業 17 法務の職業 18 経営・金融・保険の専門的職業 19 教育の職業 20 宗教家 21 著述家・記者・編集者 22 美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者 23 音楽家・舞台芸術家 24 その他の専門的職業
C 事務的職業	25 一般事務の職業 26 会計事務の職業 27 生産関連事務の職業 28 営業・販売関連事務の職業 29 外勤事務の職業 30 運輸・郵便事務の職業 31 事務用機器操作の職業
D 販売の職業	32 商品販売の職業 33 販売類似の職業 34 営業の職業
E サービスの職業	35 家庭生活支援サービスの職業 36 介護サービスの職業 37 保健医療サービスの職業 38 生活衛生サービスの職業 39 飲食物調理の職業 40 接客・給仕の職業 41 居住施設・ビル等の管理の職業 42 その他のサービスの職業
F 保安の職業	43 自衛官 44 司法警察職員 45 その他の保安の職業
G 農林漁業の職業	46 農業の職業 47 林業の職業 48 漁業の職業
H 生産工程の職業	49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断) 50 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 51 生産設備制御・監視の職業(機械組立) 52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 57 機械組立の職業 60 機械整備・修理の職業 61 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断) 62 製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く) 63 機械検査の職業 64 生産関連・生産類似の職業
I 輸送・機械運転の職業	65 鉄道運転の職業 66 自動車運転の職業 67 船舶・航空機運転の職業 68 その他の輸送の職業 69 定置・建設機械運転の職業
J 建設・採掘の職業	70 建設船体工事の職業 71 建設の職業(建設船体工事の職業を除く) 72 電気工事の職業 73 土木の職業 74 採掘の職業
K 運搬・清掃・包装等の職業	75 運搬の職業 76 清掃の職業 77 包装の職業 78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

- ◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。
どこに分類するか分からぬ場合には、こちらの説明をご参照ください。
ハローワークインターネットサービス トップページ > 職業情報 > 職業分類・職業解説に関するご案内